

2. 次に、2012年3月26日、衆議院会館において、瓦礫全国広域化問題について市民と環境省との交渉が行われましたが、その時の内容に関して質問します。

それまで、政府は、「瓦礫処理が遅れている」、進捗度は5～6%で、「瓦礫処理の遅れ」が災害復興の遅れにつながり、そのために全国広域化が必要であると繰り返し述べ、全国広域化キャンペーンを行ってきました。その先頭に立ってきたのは細野豪志環境大臣でした。ところが、上記の交渉において、環境省は、瓦礫処理の進捗状況は7%で、「順調に進んでいる」と答えています。市民側からは、「順調ならば、広域化の必要性の根拠はなくなるのではないか。」と再質問がありました。

また環境省は、この交渉の冒頭で、放射能の安全性について次のように発言しました。

「汚染について、主務省庁ではないため答えられない。」と驚くべき発言をし、さらに、「放射能の知見がない」と公言し、広域化の対象になっている被災地の汚染度の実態について、環境省として調査を行っていないことを明らかにしました。

全国に運ばれる瓦礫が「安全である」「汚染されていない」「汚染度は低い」と述べる同省の論拠には、何ら科学的な根拠がないということが判明したのです。

その日の交渉に関して、翌日の東京新聞は、「放射能の知見なし。環境省『公言』」と報道しています。

環境省とは、本来は、国民の健康維持のため、より良い環境を整えかつ保つべき役割を担う役所であるはずですが、知見なしに「安全である」などと述べるというようなズサンな実態が明らかになりました。

一方、瓦礫の受け入れについては、どの自治体でも、その安全性について必ず論議されています。その際、自治体は住民に対して、「環境省が勧めている」「安全性については環境省が問題はないと述べている」と回答しています。瓦礫処理を勧める自治体の方針と環境省の発言の間には明らかに大きな食い違いがあります。

質問1 知事は、環境省が瓦礫処理は「遅れていない」「順調に進んでいる」と発言したことを環境省にすみやかに確認し、この事実を県民に知らせるべきです。もし、この事実を県民に正しく伝えることが出来ないとするなら、その理由は何かお答えください。

質問2 知事は、これまで、環境省の指示にしたがって「安全である」と県民に伝えてきましたが、環境省はすでに放射能汚染の安全性について「知見がない」と公言し、さらに「災害瓦礫の汚染度の調査をしていない」とも発言しました。このような事実がある中でも、知事は、なお瓦礫の「広域処理は安全である」と断言できるのでしょうか。県は、瓦礫受け入れの方針を今すぐ撤回すべきです。お答えください。

撤回できない場合は、その理由をお答えください。